

郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの中間見直しについて

1 要旨

本市においては、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき「郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」を策定し、平成27年度から平成31年度までの「教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」を定め、毎年度、子ども・子育て会議において各事業の進行管理をしている。

この度、国が中間年を目途に必要なに応じて計画の見直しを行うという方針を示したことから、平成29年度内に中間年の見直しを検討する。

2 見直しの要件

- ①平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、計画における量の見込みより10%以上のかい離がある場合
- ②10%以上のかい離がないが、平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童の発生が見込まれる場合
- ③10%以上のかい離がないが、既に計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合

【本市の状況】

認定区分	年齢	H28 計画値	H28 実績値	実績値/計画値
1号	3～5歳	4,930	4,765	96.7%
2号（保育希望）		2,630	3,061	116.4%
3号	0歳	446	414	92.8%
	1～2歳	2,750	2,597	94.4%

※1号認定については、新制度に移行しない幼稚園利用者を含む。

※2号認定、3号認定については、認可外保育施設利用者を含む。

3 見直しの内容

- ①教育・保育の量の見込み（支給認定区分ごとの人数）【必須】
※量の見込みを算出するために推計児童数も併せて見直す。
- ②地域子ども・子育て支援事業（13事業）【必要に応じて】

《地域子ども・子育て支援事業》

- ①利用者支援事業 ②時間外保育事業 ③放課後児童健全育成事業 ④子育て短期支援事業 ⑤乳幼児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業 ⑦地域子育て支援拠点事業 ⑧一時預かり事業 ⑨病児保育事業 ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ⑪妊婦健康診査 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 見直しの方針

現行の計画の中間見直しであることを踏まえ、以下のとおりとする。

- ①量の見込み等の算出方法は、原則、計画策定時と同様とする。
- ②各数値の算出にあたっては、直近の実績数を参考とする。